

5月の税務カレンダー

固定資産税 5月31日



令和6年スタートの「定額減税」について

今回は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の一環で実施される事になった「定額減税」について触れていきます。減税額は1人につき所得税が3万円、住民税が1万円の計4万円となっています。

住民税の定額減税の部分については、各市区町村等で計算される事になっていますが、所得税の部分で給与受給者については各給与支払事業者が計算し減税する事になっていますので給与計算事務に大きな影響を与える事となります。この定額減税の基本的な部分について簡単に解説していきます。

・対象の社員を確認する。

対象者は2024年分の所得税の納税者である国内居住者で、2024年分の合計所得金額が1,805万円以下の者。

定額減税の事務は「毎月」(月次減税事務)、「年末」(年調減税事務)の2つとなります。

月次減税事務は、2024年6月1日以降最初に支払う給与・賞与から行うと定められている。

月次減税事務の対象者は、2024年6月1日現在勤務する者のうち、甲欄が適用される者であるため、次の者は対象外となる

- ・ 2024年6月1日以降に支払う給与等で乙欄・丙欄が適用される者(扶養控除等申告書を提出していない者)
- ・ 2024年6月2日以降に入社した者
- ・ 2024年5月31日以前に退職した者
- ・ 2024年5月31日以前に出国して非居住者となった者

副業や兼業が増加している現在だが、月次減税事務は扶養控除等申告書を提出している事業所のみで行う。

・対象の親族の確認

対象者の「定額減税の対象となる親族の有無・人数」の確認が必要となります。

定額減税の対象となる親族は、「同一生計配偶者」及び「扶養親族」で、2024年分の合計所得金額が48万円以下(収入が給与だけの場合は給与収入が103万円以下)の国内居住者となる。

「同一生計配偶者」は所得税法上の源泉控除対象配偶者と要件が異なる。「扶養親族」も同法上の控除対象扶養親族とは異なり、16歳未満でも含まれることになる。

すでに提出されている扶養控除等申告書では定額減税の対象となる親族を確認できないケースも存在する。

その場合、社員から別途「源泉徴収に係る定額減税の申告書」の提出を受け、親族等の情報を収集する必要がある。

・給与・賞与の支給時の月次減税事務

2024年6月1日以降に支払う給与・賞与について通常通り源泉徴収税額を計算し、そこから減税額を差し引く。

引き切れない金額については、次の給与・賞与支給時に繰り越し、減税額の全額が相殺できるまでこの処理を繰り返す。

扶養の有無・人数で1人1人総減税額が異なるため、国税庁が作成している「各人別控除事績簿」で管理する。

・年末調整時の年調減税事務

月次減税事務の対象ではない2024年6月2日以降に入社した者は、給与支給時に源泉徴収を行っているため年調減税事務で初めて減税処理を行う事となる。

2024年6月2日以降に扶養親族の変更が生じても、月次減税事務での減税額の変更は行わない事になっている。その為、年調減税事務で扶養親族変更後の減税額に基づく処理が必要となる。

<世界遺産、南島原市「原城跡発掘調査」現地説明会に参加しました>

江戸時代初期にキリシタン農民らが蜂起した島原・天草一揆(通称:島原の乱)の主戦場「原城跡」(南島原市南有馬町)の発掘調査をしている市教委は、4月28日二ノ丸で一揆勢の籠城施設(堅穴状遺構群)や信心具を製造したと見られる工房などを市民に公開する「現地説明会」を開催した。

籠城施設(堅穴状遺構群)のほか、防御機能を備えた出入り口跡(虎口:こぐち)や、築城に伴う土木工事の痕跡など。籠城施設からは、幕府軍から打ち込まれた鉛製銃弾を溶かして作成した、鉛製十字架などが出土している。

信仰を守りながら、幕府軍と戦った一揆軍に思いを巡らす現地説明会となりました。